

保護者の皆様へ

松山市役所 保育・幼稚園課

認定こども園等で『新型コロナウイルス感染症』が確認された場合等の対応 及び発熱患者等に対する新たな外来診療・検査体制について

日頃より、松山市の保育行政に、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

松山市内の認定こども園等において、新型コロナウイルス感染症が確認された場合は、下記の対応を行うこととなりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

また、今後、季節性インフルエンザの流行により、多数の発熱患者等が発生することも予想されます。こうした事態に備えるため、令和2年11月16日から「発熱等の症状のある方の受診の仕方が新体制に移行します。」と県からお知らせがありましたので、ご確認をお願いします。

記

1. 認定こども園等において感染者等が確認された場合の対応について

(1) 園児や保育士等園の関係者が感染した場合

- ・臨時休園とします。(休園の期間は発生時にお知らせします。)

※感染した子どもは園が再開した後も、治癒するまでの間は登園できません。

(2) 園児が感染者の濃厚接触者と認められた場合

- ・登園を避けるようお願いいたします。(登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日を1日目として、2週間とします。)
- ・朝晩の検温や呼吸器症状の有無を確認するなど、健康観察の徹底を図るとともに、保育園等との連絡を密にしてください。
- ・発熱等の症状が出た場合は、速やかに【**新たな受診・検査のながれ**】の手順に従って、適切に医療機関を受診していただきますようお願いいたします。また、PCR検査を受けるようになった際には保育園等にご連絡ください。

※濃厚接触者である園児の発症が確認された場合は臨時休園とします。

※濃厚接触とは・・・感染者と同一住所に居住する方、手で触れるまたは対面で会話することが可能な距離(約 2メートル)で、感染予防策なしで感染者と接触があった方等

2. ご家庭で注意していただきたいこと

- (1) 季節性インフルエンザ等一般的な感染症への対策と同様、手洗いやマスクの着用等咳エチケットの徹底をお願いします。
- (2) 発熱等の風邪症状が見られるときは、保育園等や学校、会社を休み外出を控えるとともに、毎日、体温を測定して記録しておいてください。

3. 発熱等の症状のある方の受診が、令和2年11月16日から新体制に移行します。

お子様やご家族の方に発熱等の風邪症状が発生した場合は、下記の定められた手順に従って適切に医療機関を受診してください。また、お子様やご家族の方がPCR検査を受けられるようになった際には、すみやかに園にご連絡ください。

【新たな受診・検査のながれ】

① 発熱等の風邪症状で受診したい場合

- ・まず「かかりつけ医」等に前もって電話等で相談し、その指示に従って受診（事前の連絡なく、直接医療機関を受診しない）
- ・「かかりつけ医」が対応できない、あるいは「かかりつけ医」がいない場合は、「受診相談センター（コールセンター）」に電話し、最寄りの「診療・検査医療機関」の紹介を受けて、電話で相談の上、受診。

受診相談センター（コールセンター） ☎ 089-909-3483

② 診察の結果、医師が必要と判断した場合は、当該医療機関において、インフルエンザあるいは新型コロナウイルス感染症の検査を実施。

※当該医療機関が新型コロナの検査を行っていない場合は、医療機関の指示に従い、各医療圏域に1か所以上開設予定の「地域外来・検査センター」で検査を実施。

※検査結果により改めてPCR検査を実施する場合あり。

③ 新型コロナの検査結果が陽性の場合、指定医療機関に入院。

3. その他

今後、新たな情報に基づき、上記の対応を変更する場合があります。変更の際は、速やかに保育園等からご案内をさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症に関する最新情報】

松山市のHPTトップページ>トピックス>「最新新型コロナウイルス感染症に関する情報についてお知らせします」

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/iryu/hokenyobo/kansensho/tyuui/singatakorona.html>